

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和6年4月26日(金) 開会 午後 2時30分 閉会 午後 4時10分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長 川人 泰博
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 武市 直樹 2番委員 安廣 貴明 3番委員 宮本 忠佳 4番委員 山本 美香 5番委員 長谷川豊司 6番委員 桑野 欣伸 7番委員 宮崎 秀喜 8番委員 原田 和彦 9番委員 井原 一成 10番委員 奥田 雅之 13番委員 岡田 敏明 15番委員 廣瀬 佳輝 16番委員 美間 亮 17番委員 近藤 和隆 18番委員 赤川 勉</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>なし</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>11番委員 松浦 義幸 12番委員 森 政雄 14番委員 鈴木 隆大</p>
6 欠員	なし
7 傍聴者	1名
8 議事	<p>(全体議案)</p> <p>付議案件 第1号議案 令和6年度 業務推進の基本方針について</p> <p>報告事項 1. 令和6年度予算について 2. 令和5年度決算見込について 3. 令和5年度主要業務の概要説明</p> <p>協議事項 1. 令和6年度最適化活動に係る委員の担当区域ごとの目標について</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>付議案件 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 非農地通知の審議について 第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第6号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第7号議案 農用地利用集積計画の承認について</p>

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
3. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第18条第6項の処理について
5. 農地改良届について
6. 農地であることの証明について
7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
8. 農地法第3条許可の取消について
9. 転用許可の取消について（5条許可）

(開会 午後2時30分)

事務局 日程をすすめる前に注意事項を申し上げます。総会は公開であるため、本日傍聴席を設けております。傍聴人につきましては、お渡しした注意事項の遵守に御協力をお願いします。

それではまず最初に、総会開催に先立ちまして、徳島市農業委員会憲章を朗読いたします。お手元の総会議案書をめくっていただきまして最初のページを御覧ください。左に「1」という数字が並んでおりますが、この部分を私が「ひとつ」といいましたら、その後本文を御唱和ください。

全委員 【農業委員会憲章を唱和】

事務局 御唱和ありがとうございました。ただいまから、令和6年度徳島市農業委員会4月定例総会を開会いたします。開会に当たりまして、川人会長から御挨拶を申し上げます。

川人会長 【会長あいさつ】

事務局 ありがとうございました。本日は来賓として、遠藤市長に代わり湯浅正敬経済部副部長に御臨席いただいております。それでは、御祝辞を頂きたいと存じます。よろしく、お願いいたします。

副部長 【祝辞】

事務局 ありがとうございました。湯浅正敬副部長におかれましては、この後、公務がございますので、ここで退席されます。本日は大変お忙しい中、御臨席をいただき誠にありがとうございました。それでは、前の席を少し移動させていただきますので、今しばらくお待ちくださいませ。

それでは、再開します。本日の議長は川人会長が務めることとなっておりますので、進行をよろしく申し上げます。

議長 それでは、ただいまより、議事を進行して参ります。本日の総会は、農業委員19名の全員が出席しており、会議が成立しております。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号13番石田幸夫委員と、議席番号19番市岡沙織委員の両名を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、ここで事務局の職員紹介をお願いしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 【事務局の説明】

議長 ありがとうございました。それでは、議事に移ります。本日の案件は、先に通知いたしましたとおり、新年度最初の総会ということでございまして、第1号議案は令和6年度業務推進の基本方針についてであります。この第1号議案について、事務局に説明を求めます。

事務局 第1号議案令和6年度業務推進の基本方針について御説明いたします。

【説明】

御審議のほどを、よろしくお願いたします。

議長 この案件について、御質疑がありましたら、御発言を願います。

全委員 発言なし

議長 それでは、採決をいたします。第1号議案の令和6年度業務推進の基本方針について原案どおり、決定してよろしいか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということでございますので、本案件につきましては原案のとおり決定いたします。

次に、報告事項に移ります。

- (1) 令和6年度 予算について
- (2) 令和5年度 決算見込について
- (3) 令和5年度 主要業務の概要説明

の3件については、関連事項でございますので、まとめて事務局から説明します。

事務局 報告事項を御説明いたします。

【説明】

以上のとおり、報告事項の説明を終わります。

議長 ただいまの予算等の報告について、御意見等はありませんか。

全委員 発言なし

議長 無いようですので、続いて協議事項に移ります。

令和6年度最適化活動に係る委員の担当区域ごとの目標について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の協議事項の資料をご覧ください。

令和6年度最適化活動に係る委員の担当区域ごとの目標案について、説明いたします。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律により、「農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進」といった農地の利用の最適化の推進が必須業務とされております。

国は、この最適化活動を推進するため、農業委員会全体の目標と、担当区域ごとの目標を設定するよう求めています。このうち、農業委員会の目標については、令和6年3月総会においてご決定いただいておりますので、本日は、委員の担当区域ごとの各目標を決定いただくものです。

具体的な目標は2ページに掲載しておりますが、1ページでその概要を説明いたします。

設定する目標は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3つの活動に係るものです。

まず、1の「農地の集積にかかる目標」では、認定農業者・認定新規就農者等の担

い手への新規集積面積について、農業委員会全体の令和6年度の目標値182haを、各区域の市街化調整区域面積の全体に占める割合で按分したものとしております。

なお、委員会全体の182haは「B」の説明にありますように、県の基本方針における、本市の目標集積率を基に算出したものです。

2の「遊休農地の解消にかかる目標」は各区域の緑区分草刈り程度で耕作が可能となる遊休農地の解消目標です。解消面積については、令和3年度の利用状況調査における、各区域の遊休農地の5分の1の面積としております。この5分の1というのは、令和4年度から5年間で解消するという国から示されたものとなります。

また、前年度新規発生分の解消面積については、各区域で前年度の利用状況調査において新規発生した遊休農地の面積となっております。こちらにつきましては、令和6年度内に全て解消することを目標としてまいります。

3の「新規参入の促進に係る目標」は、新規参入者への貸付等に農地所有者の同意を得た上で公表する面積のことで、令和3年度～5年度の権利移動面積の平均の1割としております。1割についても、国から示されたものです。以上となります。

議長 　　ただいまの報告について、御質問、御意見等はありませんか。

全委員 　　発言なし

議長 　　特に無いようですので、引き続き、農地関係議案に移りますが、準備等がございますので10分程度休憩とさせていただきます。3時20分に再開します。

(再開 午後3時20分)

議長 　　それでは、総会を再開します。これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。では、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いいたします。

事務局 　　それでは第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われまふ。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後376㎡に至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのこと。なお、譲受人は、新規就農者となりますが、対象地の面積が376㎡と小さいことから、地区委員さんの了承を得たうえで、新規就農者面談を実施しないこととしました。

2番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後32aに至り、譲受人は対象地においてミカンやスダチの栽培を行うとのこと。

3番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後10aに至り、譲受人は対象地において果

樹やマコモダケの栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、多家良地区で新規就農面談を行いました。

4番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後63aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後35aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後15aに至り、譲受人は対象地において、お茶や野菜の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、勝占地区で新規就農面談を行いました。

7番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後234㎡に至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は、新規就農者となりますが、対象地の面積が234㎡と小さいことから、地区委員さんの了承を得たうえで、新規就農者面談を実施しないこととしました。

8番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後221aに至り、譲受人は対象地において水稻とスタチの栽培を行うとのことです。

9番と10番は、譲受人が同一なので併せて説明させていただきます。譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、それぞれ農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後119aに至り、譲受人は対象地において、飼育用牧草の栽培を行うとのことです。なお、9番と10番は、1月の総会で取り下げた案件のうち、必要な書類が整った土地について、再度、許可申請を行ったものです。

11番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地5筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後69aに至り、譲受人は対象地において、カリフラワーの栽培を行うとのことです。

12番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後202aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

13番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後35aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

第2号議案は以上13件で、対象地は、田13,567㎡、畑3,004㎡、合計16,571㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、3番の新規就農面談に参加していただいた、多家良地区の瀬畑委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか

瀬畑委員 今月17日の午後3時より、3番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、私と岸本委員、武市推進委員、安廣推進委員の委員4名、譲受人側2名、事務局3名の9名です。譲受人は、これまでも親族が所有している土地で、

マコモダケという希少な作物を栽培していたが、この度、本格的に農業をしたいと考え、多家良地区で売却先を探している農地を見つけたため、申請に至ったものです。

譲受人は、親族の所有している土地でマコモダケを栽培、出荷しているとのことで、営農に問題はなく、将来的にも耕作地を増やしていきたいとのことでした。今回の申請が許可されれば、対象地には、既にミカンやスタチが植えられていることから、これらを中心に栽培を行い、将来的にはマコモダケを栽培したいとのことでした。結論として、今回の3条許可については、多家良地区の委員は一致して、問題ないのではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして6番案件新規就農面談に参加していただいた、勝占地区の佐野委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

佐野委員 今月12日の午前10時より、6番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、私と譲受人側1名、事務局2名の4名です。譲受人は、農地所有適格法人の経営者として三好市で営農していたが、距離的な問題で農地を維持することが困難となり、法人は解散し、今度は個人で営農しようと農地を探していたところ、今回の申請地で交渉がまとまったとのこと、申請に至ったとのことでした。

譲受人は、法人での営農の経験があるため、農機具の保有状況や扱いに問題はなく、将来的にも耕作地を増やしていきたいとのことでした。今回の申請が許可されれば、お茶を中心に野菜の栽培を行い、法人のときと同じ方法で販売も行うとのことでした。結論として、今回の3条許可については、勝占地区の委員として、問題ないのではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明します。議案書4ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、借人が住宅展示場に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、譲受人が太陽光発電施設に転用するものです。

3番の申請地は、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。50m以内に3戸以上の住宅があることを現地で確認しております。所有権を移転し、運送業を営んでいる譲受人が露天駐車場に転用するものです。また、

申請地は、既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家の世帯分離住宅に転用するものです。

5番から15番は転用目的が同一であるため併せて説明します。すべての申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。10番、11番は所有権を移転し、それ以外は賃貸借権を設定し、スーパーマーケットを運営する転用者が店舗及び貸店舗に転用するものです。所有権を移転するものについては、転用者が道路として整備した後に市道として寄付する予定です。今回の対象地は、本年2月に地区計画として決定された区域内であり、他法令の許認可が必要なものについては、建築指導課をはじめ各市各課に見込みがあることを確認しております。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われま。また、転用目的が、駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、農地区分が甲種農地である3番案件、転用規模が大規模である5番から15番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は全15件で、地目は、田が22,653.44㎡、畑が758㎡で合計が23,411.44㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地396.70㎡、駐車場・資材置場が113㎡、その他施設用地が22,901.74㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思ひます。それでは、3番案件の地区審査に参加していただいた、不動地区の井原推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

井原推進委員 今月24日の午後1時30分より、3番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、久米委員と私の委員2名、転用者側1名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、不動西町1丁目にあり、甲種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、引っ越し会社を運営する転用者が、露天駐車場に転用するものです。造成については、既に行われており、アスファルト舗装しています。排水については、雨水のみで、傾斜を付けて道路側溝へ放流する計画であり、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、不動地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして5番から15番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 先月13日の午後2時30分より、5番から15番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、美間推進委員と私の委員2名、転用者側3名、事務局3名の8名です。申請対象の農地は、国府町観音寺にあり、第2種農地に区分されるとのことです。転用者は、中四国地方でスーパーマーケットの経営を行っており、店舗及び貸店舗として転用しようとするものです。店舗及び駐車場部分は賃貸借権を設

定し、道路部分は所有権移転するとのことです。造成については、接している道路と同じ高さにするとのことで、北側の国道192号線から南側の市道まで傾斜をつける計画です。排水については、南北に縦断している水路と東側にある環状線の排水路を2か所で接続する計画で、地元土地改良区からの意見書が提出されています。また、耕地課とも排水について協議をしているとのことです。進入路は国道192号線から新設道路の設置と、既存の市道2か所となり、既存の市道は拡幅工事を行い、安全対策も十分に行う予定です。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、国府地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、1番から4番案件を許可し、5番から15番案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は、1番から4番案件を許可し、5番から15番案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。続きまして、第4号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書7ページを御覧ください。

1番は、加茂名地区で、所有者から通知願があったため、4月5日に宮崎委員、原田推進委員の委員2名、事務局2名、申請者側1名で現地の状況を確認しております。

1番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

2番は、上八万地区で、所有者から通知願があったため、4月15日に川人会長、奥田推進委員の委員2名、事務局2名、申請者側2名で現地の状況を確認しております。

2番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

第4号議案は、以上2件で、対象地は田766㎡、畑1,208㎡、合計1,974㎡です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第4号議案の非農地通知については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、第5号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御説明させていただきます。議案書8ページを御覧ください。今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番の対象地は5筆、3,926.74㎡で、全ての農地で、継続して耕作状態にあります。

第5号議案は以上1件で、対象地は田3,679.74㎡、畑247㎡、計3,926.74㎡となっています。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第5号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 意義なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については本案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書9ページと10ページを御覧ください。

1番は、一部道路が含まれている農地がありますが、当初より除外されています。また、その他の農地は問題なく耕作を継続しております。

2番は、全ての農地で耕作を継続しております。

3番は、全ての農地で耕作を継続しております。

第6号議案は以上3件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田16,001.98㎡、畑14,933㎡、計30,934.98㎡です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第6号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 意義なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第7号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、板東美佐緒委員、谷川興一委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、農用地利用集積計画についてご説明します。それでは、議案書11ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によるとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

今月は新規設定が19件、再設定が13件で合計32件となっており、そのうち、賃貸借権が18件、使用貸借権が14件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番が、多家良地区2筆・1件、2番と3番が、勝占地区17筆・2件、4番から7番が、上八万地区10筆・4件、8番が、入田地区1筆・1件、9番が、不動地区15筆・1件、10番から14番が、応神地区13筆・5件、15番から25番が、川内地区24筆・11件、26番から29番が、国府地区7筆・4件、30番から32番が南井上地区9筆・3件となっております。

利用権設定については以上で、田59筆・54,395㎡、畑39筆・51,160㎡の合計98筆・105,555㎡となります。

第7号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第7号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。

それでは、議案書17ページと18ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得6件受理しました。

議案書19ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。6件受理しました。

議案書20ページと21ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。10件受理しました。

議案書22ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。4件受理しました。

議案書23ページを御覧ください。5番は、農地改良届についてです。1件受理しました。

議案書24ページを御覧ください。6番は、農地であることの証明についてです。1件証明しました。

議案書25ページを御覧ください。7番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。6件回答しました。

議案書26ページを御覧ください。8番は、農地法第3条許可の取り消しについてです。1件取り消しました。

議案書27ページを御覧ください。9番は、転用許可の取り消し、5条についてです。2件取り消しました。

報告事項の説明については以上です。

議長

報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

最後に、一つ申し上げておきたいことがございます。お手元に「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」の資料をお配りしていますが、令和2年1月総会において議決し、年に1度、皆様に注意喚起をしております。お一人お一人が特別職の地方公務員であることを自覚して、綱紀保持に努めていただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和6年4月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は5月28日火曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願い致します。ありがとうございました。